

発議第10号

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和5年7月6日提出

熊本市議会議員	西岡誠也
同	村上博
同	上田芳裕
同	田上辰也
同	山内勝志
同	吉村健治
同	島津哲也

熊本市議会議長 田中敦朗様

## 意見書（案）

保育施設の職員配置基準を見直すとともに、保育士等の職員の処遇を改善するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

### （理由）

子供は、他の何物にも代えることのできない大切な存在です。しかし、近年、公立・私立にかかわらず保育施設において子供の貴い命が失われるという事態が生じています。もはや子供の命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故において、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。待機児童問題が発生し保育施設が急増した一方で、仕事の職責に対して処遇が低いことで人が集まらず、人員不足が一層深刻化しており、もはや一人一人の保育士の努力では限界にきています。

コロナ禍にあって、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等の職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することと合わせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

子供の命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

よって、政府におかれては、保育施設の職員配置基準を、少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、下記の事項について

実施されるよう強く要望いたします。

記

- 1 保育施設の職員配置基準を諸外国並みの配置基準に改善すること。
- 2 保育施設・学童保育施設等の職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 保育施設・学童保育施設等の職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣 }  
厚生労働大臣 } 宛（各通）